

平成21年度  
地域商店街活性化事業費補助金  
(平成21年度補正予算事業)  
募集要領

○募集期間

平成21年7月13日(月)～7月31日(金)

○お問い合わせ先

中小企業庁商業課

各経済産業局担当課(詳細は担当課一覧をご参照下さい)

平成21年7月

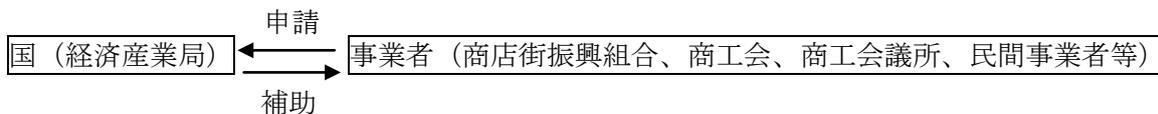
中小企業庁

## 1. 事業目的

世界的な景気低迷の影響を受け、国内の消費が急速に落ち込み、地域経済に大きな打撃を与えています。このような状況の中、商店街など地域の商業集積地においては、消費者心理を刺激する更なる創意工夫が必要となっております。

本制度は、商店街振興組合等が行う消費者の購買意欲を高め、消費を誘引するイベント事業や情報発信事業等に対し、その費用の一部を支援することにより、地域における消費を拡大し、商店街等における中小商業の活性化を目的としております。

## 2. 補助スキーム



〔補助率〕 国 2 / 3

〔補助額〕 上限：2億円

下限：100万円（補助対象事業費で150万円以上）

〔補助対象事業者〕

商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工会、商工会連合会、商工会議所、商店街組合、商工組合連合会、共同出資会社、特定会社、第三セクター、特定非営利活動法人、社会福祉法人、その他一定の要件を満たした民間事業者（定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるものをいう。）

※なお、「その他一定の要件を満たした民間事業者」のうち、法人格を有しない商店街組織にあつては、次のものを対象とする。

①次の全ての要件を満たすもの

- ・ 構成員の数が20人以上であること
- ・ 当該商店街地区に存する小売・サービス業者の2 / 3以上が構成員となっていること
- ・ 組合設立に向けた検討を進めており、又は進める用意があること

②運営規約、体制、構成員等から判断して、①に準ずるものとして、経済産業局長が適当と認めたもの

## 3. 補助対象事業

地域における消費拡大及び商店街等における中小商業の活性化を図るイベント事業若しくは情報発信事業を行うとともに、以下の社会課題のうち複数の課題に対応した事業が含まれていること。

- ① 少子高齢化、安全・安心（新型インフルエンザ対策を含む）
- ② 環境・リサイクル
- ③ 地域資源・農商工連携、新技術活用・生産性向上

(社会課題に対応した事業の例)

- ・空き店舗を活用した子育て支援施設や高齢者交流施設の設置・運営
- ・防犯カメラや防犯灯の設置
- ・商店街リサイクルステーションの設置
- ・省エネ街路灯の設置
- ・空き店舗を活用した地域農産品のアンテナショップ
- ・商店街への植物工場の設置

#### 4. 補助対象経費

委員等謝金、委員等旅費、職員旅費、会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、施設や設備等の建設又は取得に要する経費（施設の敷地となる土地の取得・使用・造成・補償に要する経費は除く）、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、通訳料、翻訳料、雑役務費、原稿料、印刷製本費、空き店舗改造費、光熱水費

#### 5. 応募方法

##### (1) 提出書類

- ①平成21年度地域商店街活性化事業要望書
- ②別紙1-1・資金調達計画、別紙1-2・借入金返済計画
- ③別紙2-1・地域商店街活性化事業経費等明細、別紙2-1・収入内訳
- ④その他、様式任意で提出が必要となる資料
  - ・商店街等区域図（事業実施箇所及び主な集客施設を図示すること。）
  - ・商店街等の周辺の大型店や商業集積を示す地図及びその概要
  - ・事業者の概要（定款、構成員、直近2期の決算書類）
  - ・施設完成イメージ図及び図面
  - ・設計書及び工法・工賃比較検討資料
  - ・事業実施の必要性の根拠となる各種調査結果（平成15年度以降に行われたものに限り。）
  - ・その他補助申請事業を具体的に説明しうる資料

※上記以外にも、採否を判断するにあたり必要な資料の提出を求めることがあります。

##### (2) 要望書提出方法について

事業者は、市町村の商業振興担当課に要望書等の関係書類を提出してください。要望書等の提出を受けた市町村は、所管の各経済産業局へ提出してください。

##### (3) 募集期間

平成21年7月13日（月）～7月31日（金）

## 6. 審査について

申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、以下の項目などを審査します。

### (1) 事業要件

- ・事業の実施体制
- ・事業効果、数値目標の設定
- ・投資効果、事業の採算性、継続性 等

### (2) 連携要件

- ・市町村等の条例、総合計画、行動計画との整合性が図られていること
- ・民間事業者が実施する事業にあっては地元事業者等が実施する事業との連携が図られていること

※申請者は、要望書の提出にあたり、様式中にある推薦書を添付することができます（商店街振興組合や商工会、商工会議所が申請者の場合は市町村から、それ以外の民間事業者が事業を実施する場合は、事業実施場所の商店街振興組合や商工会、商工会議所、市町村からの推薦とします）。推薦書の添付は必須ではありませんが、採否の決定にあたり、他の案件との優劣を考慮する要素のひとつとします。

## 7. 補助事業者の義務

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますのでご注意ください。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業者は、経済産業局長の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合又は会計年度終了後、実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、交付年度終了後の5年間、各年度における補助事業成果の状況を報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
- (6) 補助事業者は、経済産業大臣が別に定める期間内に当該財産を処分する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付しなければなりません。

(7) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

#### 8. お問い合わせ先

以下の所管経済産業局担当課室及び中小企業庁商業課までお問い合わせください。

| 経済産業局等     | 課室名             | 電話           |
|------------|-----------------|--------------|
| 中小企業庁      | 商業課             | 03-3501-1929 |
| 北海道経済産業局   | 流通産業課商業振興室      | 011-738-3236 |
| 東北経済産業局    | 商業・流通サービス産業課    | 022-221-4914 |
| 関東経済産業局    | 流通・サービス産業課商業振興室 | 048-600-0318 |
| 中部経済産業局    | 流通・サービス産業課商業振興室 | 052-951-0597 |
| 近畿経済産業局    | 流通・サービス産業課      | 06-6966-6025 |
| 中国経済産業局    | 流通・サービス産業課      | 082-224-5653 |
| 四国経済産業局    | 商業・流通・サービス産業課   | 087-811-8524 |
| 九州経済産業局    | 流通・サービス産業課商業振興室 | 092-482-5456 |
| 内閣府沖縄総合事務局 | 商務通商課           | 098-866-1731 |